

OTU OKAYAMA TEACHERS' UNION

ニュース

OTUネット 岡山県教組のホームページ・アドレス <https://otu.or.jp/>

発行所

岡山県教職員組合
岡山市中区西川原255番地
〒703-8567
(電話) (086) 272-1278)

編集人 松尾 涼 児

発行人 吉田 康 文

印刷所 株式会社iプランニングKOHWA

10月7日
県人事委員会勧告

月例給大幅アップ! ボーナス引き上げも

改定率2.71%

0.10月増

10月7日、岡山県人事委員会は、県議会及び知事に対し、月例給平均2.71%、ボーナス0.10月分を引き上げる給与改定に関する勧告をおこないました。勧告の取扱いについては、今後の県共闘交渉で確認していきます。

月例給・ボーナスともに3年連続の引き上げ勧告

月例給の引き上げは初任給・若年層に重点

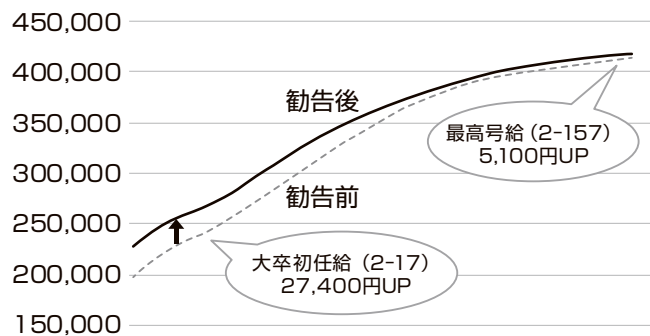
勧告の基礎資料とするために県人事委員会がおこなった民間給与実態調査で、今年4月の民間給与が職員給与を2.71% (10,058円) 上回っていることから、初任給を引き上げるとともに、若年層に重点を置いた給料表の改定をおこなうとしています。初任給については、行政職の大卒で24,700円、小・中教育職(教諭)の大卒(2級17号給)で27,400円の大幅引き上げとなります。なお、再任用職員においても、各級の改定額を踏まえて改定となり、小・中教育職2級で4,700円の引き上げとなります。今年度も全世代での給料表の引き上げ勧告となっています。

ボーナス(期末・勤勉手当)についても、民間の支給割合(4.59月)が職員の支給月数(4.50月)を上回っていることがわかり、民間の支給状況等を踏まえ、0.10月(再任用職員は0.05月)分の引き上げを勧告しています。

なお、月例給の引き上げは今年4月に遡って実施し、ボーナスの引き上げは12月1日から実施するとしています。

そのほか、今年度の勧告には寒冷地手当や地域手当、通勤手当等の改定が盛り込まれています。

小・中教育職給料表2級の比較



時間外勤務等の縮減へむけて言及、仕事と育児の両立支援のための環境整備も

■時間外勤務等の縮減

県人事委員会は、教職員の時間外在校等時間が依然として高い水準にあり、月80時間を超える者もいる状況を憂慮しており、「個々の教職員の時間外在校等時間の実態を十分に把握・分析し、これまでの取組を充実、強化していく必要がある」としています。長時間勤務縮減のとりくみは、教職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの観点からもとより、教職の魅力向上や質の高い教育にもつながる重要なものであるため、引き続き関係者が一丸となってとりくむことが必要であり、任命権者に対し、時間外勤務等の縮減にむけて具体的なとりくみをすすめるようもとめています。さらに、今年度は「人事委員会としても、労働基準監

督機関としての権限に基づき、勤務条件等実態調査等を通じて実態把握に努め、必要に応じて指導・助言を行う」と、人事委員会自らの役割にも言及しています。

■仕事と育児の両立支援

民間では5月に労働法制が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための両立支援制度の強化が図られています。こうした動向を踏まえ、人事院が国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出をおこなったことから、岡山県でも育児時間の取得パターンの多様化や子の看護休暇等の見直しなどの検討をすすめていくよう言及しています。

岡山県人事委員会の給与勧告

■給与勧告の骨子（一部抜粋）

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定（2.71％）
- 2 期末手当・勤勉手当の引上げ（0.10月分）
- 3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施

I 民間給与との比較

＜月例給＞ 職員と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 10,058円（2.71％）〔行政職・・・現行給与370,943円 平均年齢43.0歳〕

＜ボーナス＞ 昨年冬と本年夏の民間の年間支給割合との比較

○民間の支給割合 4.59月（職員の支給月数4.50月）

II 給与改定の内容

＜月例給＞ 改定率2.71％、改定額10,046円

初任給を始め、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全給料表を改定
採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

初任給：行政職 大卒 207,400円→232,100円、高卒 173,300円→197,300円

＜ボーナス＞ 年間の支給割合を0.10月分引上げ（4.50月分→4.60月分）

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

＜その他給与改定＞

寒冷地手当 ①国家公務員の改定に準じて、手当額を引上げ

②新たな気象データに基づく支給対象公署の見直し、居住地に関する要件廃止

[実施時期] 月例給 2024年4月1日

ボーナス 2024年4月1日

寒冷地手当 ①2024年4月1日 ②2025年4月1日

III 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート） ※一部抜粋

○地域手当 国家公務員に準じて、支給地域・支給率を改定、2028年度までに実施
岡山市（3％）→岡山市（4％）・倉敷市（4％）

*2025年度の支給割合 岡山市（3％）・倉敷市（2％）

○扶養手当 配偶者に係る手当（6,500円）を廃止、子に係る手当を増額（+3,000円）2026年度までに実施

*2025年度 配偶者に係る手当（6,500円→3,000円）

子に係る手当（10,000円→11,500円）

○通勤手当 通勤手当の支給限度額を月15万円に引上げ

新幹線通勤の支給要件緩和 *有料道路利用料金の認定基準の見直し検討も

○定年前再任用短時間勤務職員等の給与

住居手当、寒冷地手当、へき地手当等を新たに支給

○初任給基準 行政職（高卒）の初任給基準を2号給引上げ（1級7号→1級9号）

○給料表の見直し

行政職3～7級および小中特2級～各等級の初号近辺の号給をカットして、これらの等級の初号給料
月額を引き上げる

[改定時期] 2025年4月1日

ただし、地域手当は2028年度、扶養手当は2026年度までの間で段階実施

倉敷市
地域手当新設!!



岡山市も県と同様に 月例給大幅アップ!

10月10日、岡山市人事委員会は市議会及び市長に対し、月例給平均2.71%、ボーナス0.10月分を引き上げる給与改定に関する勧告をおこないました。勧告の取扱いについては、今後の岡山市との交渉で確認していきます。

岡山市人事委員会の給与勧告

■給与勧告の骨子（一部抜粋）

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定（2.71%）
- 2 期末手当・勤勉手当の引上げ（0.10月分）
- 3 扶養手当の改定

I 民間給与との比較

＜月 例 給＞ 職員と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 10,641円（2.71%）〔行政職・・・現行給与392,344円 平均年齢43.6歳〕

＜ボーナス＞ 昨年冬と本年夏の民間の年間支給割合との比較

○民間の支給割合 4.61月（職員の支給月数4.50月）

II 給与改定の内容

＜月 例 給＞ 改定率2.71%、改定額10,641円

初任給を始め、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全給料表を改定
採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

初任給：行政職 大卒 22,700円 高卒 20,400円 教育職 大卒 26,000円引上げ

＜ボーナス＞ 年間の支給割合を0.10月分引上げ（4.50月分→4.60月分）

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

＜扶養手当＞ 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を13,000円に引上げ

[実施時期] 月例給 2024年4月1日

ボーナス 2024年12月1日

扶養手当 2025年4月1日から段階的に実施

しなやかで瑞々しい人生を!! エンジョイライフセミナー

対 象：退職前後の学校生協・教職員共済組合員とご家族さま
内 容：・社会保険を正しく知って、老後に見直しを！
・日々の健康（電解水素水整水器のご案内）
・学校生協組合員特典・おすすめ共済のご案内

日 時：2024年11月30日（土）9：30～12：10

会 場：おかやま西川原プラザ 本館2階 第1会議室
岡山市中区西川原255

定 員：50人（参加費無料、先着順とさせていただきます）

申込方法：お電話（086-272-4033 平日8：45～17：30）、
右記QRコードまたは学校生協ホームページ

※詳細は学校生協HPをご覧ください。



将来への備え

暮らしのセミナー

質疑応答



社会保険を知って、老後に見直しを!

◆60歳以降も、くらしのポイントは、コレッ!

○生きがい ○心身の健康 ○お金

【おもな内容】

◇60歳以降のくらしの見直し ◇年金は、どうなるの?
◇健康保険は、どうなるの? ◇介護が必要になったら?

ご参加の皆様にはもちろんプレゼント!

黒糖
ドーナツ棒

リッチモンドクラブ賞受賞
国内産小麦粉・
沖縄産含蜜黒糖使用



岡山県学校生活協同組合
教職員共済生活協同組合



9月21日、県教組青年部は「2024青年部労働学校」を開催し、80人が参加しました。第1部では、参加者はBBQや労働クイズ大会をおこなうことで交流を深めました。第2部では、権利学習を通じて労働者意識を高めたり、6月に実施した青年部職場実態調査の結果をもとに、グループワークをおこなったりしました。

BBQ PARTY



労働クイズ大会



権利学習



権利獲得の歴史のパンフレットを活用し、これまで組合が勝ちとってきた権利や、交渉することの大切さを学習しました。

グループワーク



採用年でグループ分けをし、青年ならではの悩みを共有しました。また、学校で当たり前となっている事柄に対する課題や改善要望を話し合い、交渉にむけて意見を出し合いました。

参加者アンケートより

- ・新しいつながりができ、クイズを楽しみながら組合について学ぶことができて良かったです。
- ・組合に加入していることへの見方が大きく変わる一日となりました。
- ・組合があるからこそ、いまの権利があることを再確認できました。こういう会は大切だと思いました！！
- ・自分の悩みがみんなの悩みでもあると気づき、心の荷が軽くなりました。